

公益社団法人日本カーリング協会 役員報酬・退職金に関する規程

第1条 この規定は、定款第19条に関し必要な事項を定めるものである。

第2条 この法人の役員はその在任中報酬を受けず、退職時においても退職金は支給されない。ただし個別の事業の執行に関わる役務を役員に課す場合には、役務内容と従事期間を理事会にて承認を得た上で謝金および日当を支給できるものとする。謝金および日当の金額については別途定める「日当及び謝金に関する規程」に従うものとする。

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

(1) 本規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(2) 平成15年4月1日制定、同日施行

(3) 平成23年7月8日公益法人へ移行

(4) 令和5年10月26日改訂 同日施行